

## 広沢複合施設整備・運営事業等と関連する条件について

### 1 基本条件

本事業は、広沢複合施設整備・運営事業と一体で行う事業区域内の児童発達支援センターの計画である。広沢複合施設北エリア施設（児童センター・市民プール・民間収益施設）及び隣接する南エリア施設（保健センター、認定こども園）との連携を通じて、一体感のある施設となるよう事業者間で調整を図り、適宜協議することを基本とする。また、インフラ関係の引き込み等については、関連する広沢複合施設整備・運営事業の基本的な情報をまとめたインフォメーションパッケージ（※1）を参照すること。

#### (1) 適用基準及び標準仕様

施設の設計及び建設業務に当たっては、建築基準法、和光市条例等の法令等を順守すること。建築確認申請は建物ごとに行う。また、PFI 事業者が申請を行う和光市まちづくり条例等については、図面等の資料作成などに協力し、定期的に打合せ、協議を行うこと。

#### (2) スケジュールについて

広沢複合施設整備・運営事業等関連する事業のスケジュール（別紙3）を参照し、本事業の計画を行うこと。

#### (3) 配置計画について

保健センター、児童発達支援センター及び認定こども園は各施設ごとに整備を行う（別紙2）が、路地状部分等は一体的な活用ができるような配置計画とすること。また、路地状部分等については、隣接施設との一体利用を行うため、建築物等工作物の設置は行わないこと。なお、路地状部分については、協定により利活用のルールを定める予定である。

#### (4) デザインコンセプトについて

本施設は、別途行う広沢複合施設整備運営事業の北エリア施設と一体的に施設整備を行うため、サイン計画や施設等のデザインに当たっては、関連する事業との調和を図り、統一感のある利用しやすいものとする。

#### (5) バリアフリー及びユニバーサルデザインへの配慮

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー新法）」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等を順守し、高齢者や障害者等のバリアフリーを確保するとともに、ユニバーサルデザインの考えを導入し、誰もがわかりやすく利用しやすい施設とすること。

#### (6) 外構計画について

外構計画については、施設を運営するに際し、必要となるものについては、適宜計画すること。また、別途事業者が申請する「和光市まちづくり条例」に関する部分については、当該敷地面積にて

「和光市まちづくり条例」を申請した場合を想定し、実施項目および費用を見込むこと。実際の整備項目については、PFI 事業者と協議調整し、実施すること。

#### (7) 工事施工について

南エリアについては、工事施工期間が重複するため、関連事業者間で調整を行い、各施設とも工程への影響が最小限となるよう実施体制を整え、協議を行うこと。また、広沢複合施設整備運営事業において行う建設施工定例会議に出席すること。

#### ※1 インフォメーションパッケージ

[http://www.city.wako.lg.jp/home/shisei/\\_13215/\\_12179/\\_16854/hirokoku/info.html](http://www.city.wako.lg.jp/home/shisei/_13215/_12179/_16854/hirokoku/info.html)